

淀川水系流域委員会 第47回委員会

議 事 録 (確定版)

日 時：平成17年12月22日（木）10:01～12:43

場 所：みやこめっせ 1階 第2展示場D

〔午前10時01分 開会〕

○庶務（みずほ情報総研 中島）

皆様、お待たせいたしました。本日は雪の悪天候の中ご参加いただきましてありがとうございます。こういう天候で定足数が非常に危惧されたんですけれども、定足数は15名になりますが、ちょうど今15名参加いただいておりますので、これより第47回淀川水系流域委員会を開会させていただきます。私、庶務を担当しております、みずほ情報総研の中島と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入ります前に配付資料の確認、発言にあたってのお願いをさせていただきます。

まず、配付資料の確認でございますけれども、袋の中の資料、「議事次第」の後ろに「配付資料リスト」がございます。報告資料が1点ございまして、これは「前回委員会(2005.9.24)以降の会議等の開催経過について」ということで、前回の委員会から約3カ月たっておりますのでその間の各種会議の結果報告をつけさせていただいております。それと、審議資料1としまして「淀川水系5ダムの調査検討についての意見(案)」でございます。本日の審議のメインの資料となります。あと、その他資料ということで「委員会の今後のスケジュール」。あと、参考資料1としまして「委員および一般からのご意見」。これも前回の委員会以降ちょっと期間があいておりますのでかなり厚いものになっておりますけれども、この間寄せられた意見をつけさせていただいております。

続きまして、発言にあたってのお願いをさせていただきます。ご発言いただく際には、袋の中の黄色の「発言にあたってのお願い」、これをご一読いただければと思います。中身としましては、ご発言いただく際にはマイクを通してご発言いただくということでお願いいたします。また、発言の前にはお名前を言っていただくということでお願いします。それと、一般の傍聴の方につきましては、後ほどご発言の時間を設けさせていただいておりますので、委員の審議中につきましては発言をご遠慮願えればというふうに思います。あと、携帯電話につきましては電源をお切りいただくかマナーモードの設定をお願いいたします。

本日の委員会でございますけれども、予定時間は3時間ということで13時終了という予定にしております。

それでは、早速でございますけれども、寺田委員長、進行の方、よろしくお願いいたします。

○寺田委員長

それでは、予定どおりの時間で委員会を開催させていただきます。きょうは本当に最近記憶にないようなすごい寒波と、朝5時ごろまでは雪は降ってなかったんですけれども、それから急に降り出したのが、非常に温度が低かったせいか、そのまま全部積もったというような、こういう中で本当に足元の悪い、また交通事情が非常に悪いところ、委員の皆さんも時間どおりお集まりいただき

ましてありがとうございます。また、一般の傍聴の方もお集まりにくいところをご出席いただきましてありがとうございます。

後ほど審議をお願いいたしますけども、きょうの委員会の中心的な議題というのは「調査検討」についての意見のとりまとめということであります。後ほどよろしくご審議をお願いしたいと思います。

〔報告〕

1) 前回委員会以後の会議等の開催経過について

○寺田委員長

それで、庶務の方、最初の方の前回の委員会以後の開催経過のご報告をお願いします。

○庶務（みずほ情報総研 篠田）

報告資料1について説明させていただきます。前回の委員会において報告できませんでした結果報告を含めて、数が多いんですけど、15件掲載されております。なお、審議の関係もありまして、ここでの報告説明は長くなりますので、内容については省略させていただきます。

前回の9月24日の委員会以降の会議等の開催状況についてですけれども、4つの各地域別部会が10月と12月に開催されております。運営会議につきましては、この9月の委員会以降、6回開催されております。そのほかの非公開の会議としまして、ダムの調査検討についての委員による意見交換会・検討会が3回開催されております。また、正副委員長を含めました計12名の委員で構成されますダムの意見書ワーキングですけれども、この間4回開催されておまして、その都度ワーキングの検討結果に対する全委員からの修正意見を募集しておまして、その調査検討を繰り返すという非常にタイトなスケジュールで意見書(案)のとりまとめをされております。最終的には12月20日の運営会議で調査検討されたものが本日の審議資料1として配付されております。

概略ですけれども、以上で終わりたいと思います。

○寺田委員長

ありがとうございました。

〔審議〕

1) 「淀川水系5ダムの調査検討についての意見(案)」について

○寺田委員長

それでは、もう早速にきょうの審議事項に入りたいと思います。

先ほど申し上げましたとおり、きょうの中心的な議題であります「調査検討」についての当委員会としての意見のとりまとめについての案が出ておりますけれども、これについての審議をお願いしたいと思います。

最初に審議資料1の「序」というところを少しごらんいただきながらもう一遍皆さんで経過を再確認して審議に入っていただきたいと思いますけども、皆さんご承知のとおり、7月1日に河川管理者の方としての事業中の「淀川水系5ダムについての方針」と、それから同時に「方針」という結果的な部分の根拠となった「調査検討」、2年間に及ぶ大変詳細な「調査検討のとりまとめ」というものを河川管理者の方が発表になりました。当委員会としては管理者の方から「方針」並びに「調査検討」についての説明を7月21日に直接いただいたわけですが、その後から委員会としての「方針」及び「調査検討」についての検討を開始したということでもあります。この「方針」ということについての端的な委員会の考え方というものは8月5日付で「見解」ということをもってとりあえず発表いたしましたけども、河川管理者の方がお示しになった「方針」の一番の裏づけとなっている大変膨大な内容の「調査検討」の中身、この「調査検討」に不十分なところはないかどうかとかいうふうなことについての検討を行って委員会としての意見を出すということが委員会としての大変重要な役割ではないかというところから、その後委員会ではこの「調査検討」の内容についての検討及び意見のとりまとめの方向に向けての作業を開始したと思います。

そういう関係ですと行ってきましたのは、9月、10月、それから11月、11月は2回行いましたが、委員全員による検討会というものと、その間にワーキンググループの方で委員全員による検討のためのたたき台的なものをおつくりいただいて、そしてそのたたき台についての検討を経てまた委員の皆さんからワーキングの方に個別の意見を出していただいて、その意見を取り込んだ形でワーキングがまた案をつくり直していくと、そういう作業を繰り返してきたわけであります。

この間一般傍聴者を含めてその検討状況の内容の一端は地域別部会を通してご報告はしてきたと思うんですけども、そういうことを繰り返した最終的な状況として、一番近くでは11月24日に委員全員による学習会を行いました。その後に、12月7日、先週の月曜日の12日、それから火曜日の13日、この3日間でワーキングの方でつくっていただいたかなり最終案に近い意見とりまとめの意見書(案)というものを各地域別部会の中で検討していただくということを行ったわけであります。そういう作業を経た上で、地域別部会が終わりました直後の12月17日、先週の土曜日に最終案的なものをワーキングで最終整理をしていただくという作業を行っていただきました。朝10時から夜9時半まではほぼ12時間近くの時間を費やして大変ワーキングの方では大きなご負担をいただいたんですけども、各委員から寄せられたたくさんの意見を最大限盛り込んだ形での案というものをつくっていただいたわけであります。それがきょう審議資料1としてお配りをしている、皆さんにご審議いただいて承認をお願いしたいと思っています「調査検討」に対する意見のとりまとめであります。

だから、この間本当にワーキングの委員の皆さんを中心として委員みずからがすべての文章を作

成し、また委員が意見を何遍も出して、そして委員会が本当に言いたいこと、言わんとするところがわかるような形でこのとりまとめをつくり上げるという作業を積み重ねていただきました。委員の皆さんがやはり一番考えておられたのは、今後河川管理者の方は法定計画としての河川整備計画の原案的なものの作業をされていくと思うんですけども、そういうときにこの「調査検討」の中身というものがぜひ役に立つような意見を出そうじゃないかと、そういう共通認識の中で今回の作業を本当に熱心にやっていただきました。本当にほとんどの委員の皆さんから意見をお出しいただいて、その膨大な意見をまたワーキングの方で最大限生かすという方向の作業をやっていただいたというふうなことであります。この場をお借りして、委員の皆さんのご努力に感謝申し上げたいと思います。

というふうなことで、経過ばかり大分長いことしゃべりましたけれども、内容的なところはほぼ皆さんの方に先々週の水曜日から先週にかけて各地域別部会で検討していただいたとりまとめの案とそう大きいところは変わっておりません。しかし、ワーキングの方で作業を鋭意やっていただきました今本リーダーの方から重要な項目についてご説明をいただいて、その後委員による質疑応答もしくは意見というものをお出しいただいて審議をお願いするという形をとりたいと思いますので、今本委員、よろしくお願いします。

○今本副委員長

ダム意見書のワーキングでのとりまとめを担当いたしました今本です。

審議資料1につきましては、ただいま寺田委員長からの説明にありましたように、多くの委員が集まってこれを書いております。ですから、今読み直しましても、非常に文章がまだらといいますか、精粗がまじっております。しかし、これは逆に委員がみずから書いたということで私どもの誇りとするところでもあります。

きょう内容について説明いたしますが、私自身これを読み直しまして少しわかりにくいところもありましたので文言がちょっと変わっているところはありますが、この報告書が正式なものでありますので、そういう意味で聞いていただければいいかと思います。では、パワーポイントの方、お願いします。

「淀川水系5ダムの調査検討についての意見(案)」ということですが、これまでの発表の経緯を簡単に振り返りますと、この流域委員会が設立されましたのは01年2月です。以後、1年ほどたって「中間とりまとめ」というのを発表しております。12月に河川管理者から「説明資料(第1稿)」というものが出ています。2年ほどの審議を経まして「新たな河川整備についての提言」を委員会がしております。後、「基礎原案」が出まして、「基礎原案に対する意見書」、「住民意見の反映についての意見書」を出しました。それを反映させ「基礎案」というのが出された。以後、05年1月

に「事業中のダムについての意見書」、「琵琶湖水位操作についての意見書」、「基礎案の課題についての意見書」の提出をもって第1次の委員会は幕をおろしました。それ以後、2月からこの第2次委員会が発足したわけですが、7月に「方針」及び「調査検討」の発表がありまして、以後このダムの問題に集中することになったわけです。そして、8月には「方針」に対する見解を出した。また、12月、きょうですが、「調査検討」に対する意見を出そうとしております。

まず、先ほどからありました、委員間の意見交換会というのが何度かありました。これは、第1次の委員会というのは「提言」を提出するまでにほぼ2年間の議論を重ねてきまして、委員の間である程度の共通認識があったと思います。もちろん河川観の違いはいろいろありましてすべてが一致というわけではありませんが、今後の河川整備のあり方というものについてのそれなりの一致点といえますか、そういうものがあったと思います。

第2次委員会に入りまして、委員が大幅に入れかわったわけですが、それまでどういうことをしてきたかという引き継ぎをして、河川整備計画のあり方について十分な議論をしないままダムの審議に入ってしまったわけです。そのためにいろいろと基本的な問題についての意見交換が必要ということで委員間の意見交換会というものがされております。そこでは、環境面でのダムの容認条件として「人間生存」という言葉が適切かどうかといった問題、あるいは治水の目標として、これまでは基本高水というものがあって、それを安全に流下させるということが目標とされていましたが、この委員会ではむしろ破堤による壊滅的な被害を回避しようということに変えております。そういうことの認識。あるいは、ダムの治水機能の限定性。ダムがあっても万全じゃないんだといったようなこと。それから、堤防強化と流下能力。堤防強化というのは、これまで浸透あるいは侵食に対する強化がなされてきましたが、そういうものがなされた場合には流下能力は上がるんじゃないか。これは実質的には上がることは確かですが、それを計画に取り入れるということはまだまだ困難な面があると思いますが、そういった事柄について意見交換をしまいいりました。

それで、きょうの「『調査検討』についての意見」ですが、全体につきましてはまず「序」というのがあります。ここはこの「意見」の立場というものを示しておりまして、「調査検討」の内容が果たして適切なものであったかどうかということに重点を置くということがこの「序」に述べられております。中身は1の「はじめに」から7の「おわりに」までの7章立てになっております。丹生ダム、大戸川ダム、天ヶ瀬ダム再開発、川上ダム、余野川ダムの5つであります。これらに対しまして8月の「見解」で賛成するというのが大戸川ダム、天ヶ瀬ダム再開発、余野川ダムの「方針」であります。こういったものについては今後の課題ということに重点を置いてこの「意見」は構成されています。また、「現時点では賛成できない」としました丹生ダム及び川上ダムにつきま

してはそれぞれのダムの効果についての問題点及び「調査検討」についての問題点ということに重点を置いて述べております。

まず、「はじめに」というところですが、1-1から1-3までは既にことし1月に出しております「事業中のダムについての意見書」というところをもう一度持ってきたものでありますが、内容的には若干変わっている部分もあります。ただ、基本的にはこれまでのものを踏襲しています。

環境面から見たダムについての基本的な考えとしましては、自然環境に多大な負の影響を及ぼす。したがって、ダム建設は極力回避するようにすべきだというのが環境面から見たダムについての基本的な考えです。

一方、治水面から見ますと、ダムは流量調節効果はあるが限定的である。これまでの河川対応に流域対応を加えたもので治水というものを考えるべきで、ダムは「最後の選択肢」とする。

それから、利水面については、ダムというのは利水面での効果が非常に大きいわけです。しかし、現在の状況から見ますと、今後は水需要を管理して新たなダムは建設しないというのが基本的な考えであります。

次の1-4というのは7月に発表されました「各ダム共通の事項についての意見」というところがあります。

まず、治水については、水系全体については破堤による被害の回避・軽減を図る、それから狭窄部上流については既往最大規模の洪水に対する浸水被害の軽減を図るということが述べられております。最初の水系全体のことに對しましては、これまでは破堤による壊滅・軽減を最優先で取り扱うという表現でした。しかし、今回は「最優先」という言葉が抜けております。ぜひこれはきちんと明記して、これを前面に打ち出してほしいというのが委員会の意見です。また、狭窄部上流につきましては、既往最大規模洪水に対する浸水被害の軽減ですが、将来的には対象洪水の段階的な引き上げ、つまり既往最大規模で満足していいのかどうかという問題であります。そういうものが必要じゃないかということです。

また、具体的な方法として、「自分で守る」・「みんなで守る」・「地域で守る」というソフト施策をハード施策とともに進めるとしてありますが、河川管理者がやるべきことはハード施策であります。そういう意味で、もちろんソフトは大事なんです、ハードも怠らないようにということを書いています。

また、ダムは河川水位の低下に効果的というふうにしてありますが、これは、何度も繰り返すようですが、限定的な面もあるということです。

利水につきましては、現在少雨化傾向と水需要減で需給がバランスしている。それに対して、今

後ともそういうバランスは続くであろうとしています。

それから、利水の目標としては断水回避を目標としておりますが、これにつきましてはきめ細かな取水制限が必要だとしています。

また、水需要の精査確認につきましてはこれまで非常におくれておりました。今後は速やかな実施と定期的な公表が必要ということをおっしゃいます。

また、環境への影響であります。これにつきましては、これまで他の河川事業にも増して慎重に検討した上でダムの実施を判断するというふうにしておりました。つまり、治水や利水で必要ということが認められても、環境面の調査をした上で判断するというふうにしてきたわけです。そのことが今回の方針では落ちております。必ずしもそれは河川管理者が方針を変えたというわけじゃないんですけども、やはりこのことは重要なことであるのできちんと明記してほしいというのが意見であります。

さらに、地域社会への影響です。「当面実施せず」という方針の変更が地域社会に混乱を生じさせております。このため、不信感の払拭に誠意ある対応が望まれます。「実施する」としたダムについても規模の縮小などで同様の混乱が生じております。同じように誠意ある対応が必要と考えます。

次に丹生ダムであります。

丹生ダムは、92年の基本計画によりますと、洪水調節、流水の正常な機能の維持、新規利水という3つを目的として計画されております。ところが、04年12月の「調査検討」の段階では、新規利水が全量撤退の見込みであるということから、琵琶湖の水位低下の抑制に有効だということを前面に打ち出しております。また、7月では、高時川・姉川の洪水調節、それから琵琶湖周辺の洪水防御及び下流淀川の洪水調節を目的として「実施する」ということで、これについては、先ほど言いましたように、「現時点では賛成できない」という見解を示しております。特にここで注目したいのは、「基本計画」の段階では洪水調節は高時川と姉川が対象です。ところが、7月の「方針」では下流淀川の洪水調節というのが入ってきております。この辺がちょっと変わっているところであります。

丹生ダムの効果についての問題点ですが、まず高時川・姉川の洪水調節に効果があるというふうに言われております。これは洪水調節容量あるいは集水面積から見て調節能力は大きいと判断されます。しかし、計画規模以上の降雨では調節能力は低下する、それからダム流域以外の降雨による洪水には無力である。これはダムの効果の限定性ということを述べたまでであります、そういうことを意見として述べております。

次に琵琶湖周辺の洪水防御及び下流淀川の洪水調節。これは、ダムが集水面積から見まして、琵琶湖の洪水防御に対しましては非常に効果が少ない。さらに、下流淀川の洪水調節、これも効果は微弱であるというふうに判断しております。

次に丹生ダムの調査検討の問題点であります。

まず最初に高時川の治水ですが、高時川は天井川で、洪水時の危険性は非常に大きい。そのため、改修案として6つの案が示されております。そのうち「ダム＋河道改修案」が効果あるいは事業費の面ですぐれているとされています。しかし、これには次のような問題点があると考えます。まず、河道改修では堤防強化への配慮がなされていない。それから、ダムの規模・構造が変更されていきますが、変更後の事業費が不明です。それから、喫緊の課題である流域対応についての検討、これが不十分である。また、ほかの代替案についてもそうなんですが、大規模な事業は社会・自然環境への負の影響を及ぼします。それらについての検討が不十分であるといったことが問題点として指摘されています。

また、異常渇水時の緊急水補給と洪水調節容量の確保につきましては、異常渇水時の緊急水確保のための容量を琵琶湖で確保することは有効であり、有益であります。この場合、琵琶湖周辺の治水面でリスクを増大させないように丹生ダムに別途の洪水調節容量を確保することについては次のような問題点がある。まず異常渇水時の緊急水の確保について、効果的な取水制限により琵琶湖の利用低水位を下回ることなく、断水を生じさせないようにできる可能性がある。こういうことを確保しなくてもいいんじゃないか。また、緊急水の容量として4,050万 m^3 というものが出されておりますが、その算出根拠が不明確である。また、洪水調節容量、洪水時のピーク水位、これの低下量が2cmということで効果が非常に微弱である。丹生ダムには洪水調節容量を確保しなくても瀬田川洗堰の放流能力の増大、より効果的な事前放流などで対応できる可能性があるといった問題点を指摘しております。

また、環境への影響につきましては、まず規模や構造が現段階では不明です。また、連続性を遮断するのではないかという危惧があります。そういうことから、自然環境には当然負の影響をもたらす可能性があります。特に、（１）として、ダム及びその上流域の生態系への影響につきましては、イヌワシやクマタカについての調査が不十分で、保全策も極めて限定的である。自然度の高い植生と豊かな生物多様性に恵まれた地域は滋賀県内では他に類例がない。それが水没により消失する。２番目はダムの下流河川管理者及び琵琶湖環境への影響ですが、琵琶湖への融雪水による溶存酸素の供給についての検討が不十分である、それからダムによる土砂の遮断の環境への影響についての検討が不十分であるといった問題点を指摘しております。

今後検討を要する事項としまして、まず高時川の瀬切れ対策としての湖水の逆水であります。高時川の瀬切れの主因は高時川頭首工での取水でありますので、その改善についての検討が必要です。それから、余呉湖への逆水かんがいの環境への影響についての検討が必要です。

次に地域社会への影響です。ダム計画により移転を余儀なくされました住民への誠意ある対応が必要です。また、従来計画の変更に伴う地域の混乱に対しても誠意ある対応が必要であるということとを指摘しております。

大戸川ダムに移ります。

大戸川ダムは、91年の「基本計画」では、洪水調節、流水の正常な機能の維持、新規利水、発電の4つが挙げられます。ところが、03年9月の「基礎原案」では、琵琶湖の急速な水位低下の抑制、日吉ダムの利水容量の振替、それから洪水調節、こういったものに効果があるんだということで、暗に新規利水がなくなりそうだということを示しております。04年12月の「調査検討」では、日吉ダムの利水容量の振替は効果が少ないとして不採用ということになっています。そして、7月の「方針」では、新規利水の全量撤退の見込みで、治水専用では事業費が割高となる、そのため「当面実施しない」とされました。これに対して流域委員会は「賛成する」としております。

今後の問題です。まず大戸川ダムの治水です。大戸川ダムは「水7合に砂3合」と言われる暴れ川です。当面の対策として土地利用の規制や道路の2線堤的活用といった流域対応の充実が必要です。直轄区間をも視野に入れた国の関与が必要であるといったことを指摘しています。

関連事業につきましては、水源地対策や県道大津信楽線整備への誠意ある対応。それから、貯留中の骨材の処理といったもの、これをどうするかといった問題があります。

また地域社会への影響は、やはりダム計画により移転を余儀なくされました住民への誠意ある対応が望まれます。

次に天ヶ瀬ダム再開発です。

天ヶ瀬ダム再開発の経緯は、これは53年の洪水、53年というのは昭和28年ですが、淀川に大きな水害をもたらしております。その洪水を契機として64年に天ヶ瀬ダムが建設されました。目的は治水、利水、発電であります。これに対しまして、95年4月に「天ヶ瀬ダム再開発の基本計画」というのが発表されています。これは洪水調節をさらに充実させるとともに新規利水、発電が挙げられています。03年9月の「基礎原案」では、瀬田川洗堰から宇治川塔の島地区に至る区間の流下能力、これを増大させる一連の事業の一つとして位置づけられております。そして、7月には「実施する」という方針が示されました。委員会は琵琶湖の治水、環境にも有効であるということから「賛成する」としました。

まず、天ヶ瀬ダム再開発の効果についての問題点です。宇治川・淀川の洪水調節及び琵琶湖周辺の洪水防御の効果につきましては、宇治川・淀川の洪水調節には有効であります。しかも、瀬田川洗堰からの放流量の増大によって琵琶湖周辺の洪水防御にも有効です。しかし、どの程度有効なのかといった効果の程度が不明確です。特に琵琶湖周辺の洪水防御につきましては、浸水戸数で示されておりますが、もう少し詳細な検討が必要と思われます。

それから、京都府の新規利水。天ヶ瀬ダムによって確かに新規利水は可能であります。しかし、必要性についての検証が不十分です。

発電につきましても同様です。喜撰山の揚水発電、これがふえるのは確かであります。しかし、どの程度ふえるのかといった定量的評価が十分とは言えません。

再開発の調査検討の問題点では、まず放流能力の増大。これは放流能力の増大量として $1,500\text{m}^3/\text{s}$ という量が適切なかどうかということです。これはずっとこれまでの計画を引き継いでおりますが、現在琵琶湖の環境への貢献といえますか、そういうことを新たに打ち出しておりますので、そういった面からもうどういった増大量が必要なのかといった検討が必要ではないかと思われます。

また、増大方法につきましては、現在ダム本体に放流口をあけるという案が有力視されております。しかし、世界的にもアーチダムにさらに穴をあけるということは類例がありません。それだけに慎重な検討が必要と思われます。これは別途専門委員会で検討されておりますので、その検討結果を見てまた委員会としては意見を述べたいと思います。

瀬田川洗堰の放流能力につきましては、これは現在瀬田川の下流側の水位を下げることによって放流量がふえるんだという扱いですが、では洗堰そのものの構造はどうか、堰幅の拡張あるいはスパン間隔の増大といった堰自体の改築についても将来的課題として検討する必要があると思われます。

次に鹿跳溪谷の流下能力です。現在バイパス・トンネル案が有力視されておりますが、歴史的あるいは地形的な景観を保全するためには平常時の流量は鹿跳溪谷を流下させる必要があります。あるいは、バイパス・トンネルの流入口の位置、大戸川との関連などについてもより詳細に検討する必要があるのではないかと思います。

次に宇治川塔の島地区の流下能力です。河床掘削案が有力視されています。しかし、歴史的景観を保全するには掘削量を極力抑制する必要があります。また、工事実施計画に示されました3m掘削を前提として設置・施工された人工構造物、これらが流下能力を阻害しております。したがって、そういった撤去についても当然検討が必要と思われます。そういったあらゆる努力をして掘

削量を極力抑制していただきたいと思います。

次に環境への影響です。まず、生態系への影響につきましては、宇治川・淀川には保全を図るべき重要な種や生態系が存在しており、それらへの影響を考慮する必要があります。また、景観への影響につきましては、宇治川塔の島地区の景観は天ヶ瀬ダムが建設されてから大きく改変されました。恐らく、従前の景観への復元はほとんど不可能と考えられます。したがって、歴史性を踏まえた新たな景観計画といった検討が必要と思われます。また、低周波音につきましては、ダムからの放流により低周波音の発生が懸念されます。発生の防止、影響の軽減策についての検討が必要と思われます。

次は川上ダムです。

川上ダムは67年に予備調査が開始されまして、淀川・木津川等の洪水調節、流水の正常な機能の維持、三重県・奈良県・西宮市の新規利水、発電ということで計画されました。04年12月の「調査検討」で新規利水のうち三重県は縮小して継続、奈良県・西宮市は全量撤退の見込みということが発表されました。そして、7月には「実施する」ということであります。委員会は「現時点では賛成できない」としました。

まず、川上ダムの効果についてですが、前深瀬川・木津川・淀川の洪水調節に効果があるとされております。確かに前深瀬川あるいは木津川が服部川と合流するところまでの洪水調節には効果が大きいです。しかし、それより下流では、流域面積から考えまして、効果が低下します。下流の淀川についてはさらに限定的であります。

それから、流水の正常な機能の維持につきましては、川上ダムの流水の正常な機能の維持の目的として挙げられていますのは下流の取水、既得水利権を満足させることであります。もともと流水の正常な機能というのは、単に水利権だけでなく、環境面が重要であります。したがって、取水に対することだけでは論理的な疑義があるのではないかというのが問題提起であります。

それから、三重県の新規利水。確かに川上ダムには新規利水を供給する効果があります。しかし、新規利水の必要性及び代替性についての検討が必要というふうに思われます。

また、調査検討の問題点では、まず上野地区の治水であります。川上ダムの流域の雨量、これはダム建設が計画された後もしばらくは雨量計が設置されていません。72年以前は周辺の雨量観測所から算定するという、言ってみれば簡便過ぎる方法を用いていたということであります。

また、岩倉地点におきます水位・流量関係。これは上野地区の洪水の特性を取り扱う上で最も重要であるにもかかわらず、これまでは限定的な流量観測法で推定されていたのを用いているだけです。限定的といいますのは、流量観測で対象にされたのが最大流量が2,000m³/s程度だと。

しかし、実際には $3,000\text{m}^3/\text{s}$ 程度での水位と流量の関係が必要ということですので、そういう方法では誤差が大きいということです。その後、水面形追跡法による改善がなされましたが、やはりマンニングの粗度係数を過大評価している可能性があるといった問題点を抱えております。

したがって、上野地区の洪水特性を解析しますと、この水位・流量関係に誤りがありますと、洪水氾濫の特性あるいは遊水地の機能の推定にも誤りを生じる可能性があります。ひいては、川上ダムの必要性についての判断を誤る可能性もあります。

利水についてですが、まず川上ダムの利水。これは将来人口の予測等の観点に基づいた「真に新規利水が必要か」についての検討が不十分です。また、木津川本川の自流からの取水については農業用水と伊賀水道の合同井堰により代替できる可能性がある。また、それ以外の代替水源としても、他のダムの利水転用や、あるいは未利用水量の多い大阪市上水の転用などについてさらに積極的に取り組む必要があると。全体を通じて水需要管理の実現に取り組む姿勢に欠けているという指摘をしております。

また、自然環境への影響につきましては、まず水質等への影響ですが、水質予測は採用されている水質予測モデルの再現性が悪く、藻類の異常増殖等を想定した水質保全対策の検討が必要である。また、水質汚濁対策については、既存ダムでの曝気循環による水質改善につきましては気象等の影響によりまして対策の効果が検証されていません。それから、下流での水温変化と濁りの流出。これは渇水年の冷却放流の可能性を取り上げているのみで、夏から冬にかけての水温上昇についての言及がない。濁りについてはSS25mg/Lを指標としておりますが、さらに10mg/Lの影響についても検討する必要があるといったことを指摘しています。

貯水池周辺の生息生物への影響につきましては、まず生態系について。おおむね網羅的に調査されていますが、「種の生態」の調査にとどまり、環境との関連についての情報と考察を欠けています。食物連鎖関係など多様な関係についてさらに調査検討する必要がある。また、調査検討方法の問題点。希少な動植物の保全という観点から見直すべきである。それから、オオサンショウウオへの影響につきましては「前深瀬川と川上川の両個体群の安定的維持増殖」を図るべきではないか。オオタカの影響につきましては、採食場所については時間配分を考慮すべきである。それから、自然環境への影響評価。学識経験者に安易に頼らず、十分な調査検討が必要であるといった指摘をしております。詳しくはこの報告書を見てください。

さらに、流水の平滑化と土砂移動の遮断の影響についても、流水の平滑化の影響につきましては、攪乱を取り上げたということについては評価できますが、平滑化がもたらす環境への影響についてはより広範囲に検討すべきである。それから、土砂移動の遮断につきましても、粗粒化については

河川生物群集、水質浄化能力、景観への影響などについても検討する必要があります。また、ダムの堆砂対策につきましては、ダムの堆砂対策というのはまだ現在も解明されていない非常に難しい問題です。したがって、抜本的な対策の樹立が望まれるという表現にしております。

さらに地域社会への影響については、これも同じく誠意ある対応が重要であります。

次に余野川ダムであります。

余野川ダムは、神崎川・猪名川等の洪水調節、流水の正常な機能の維持、新規利水といったことが目的で計画されました。03年9月の「基礎原案」では、狭窄部上流の浸水被害軽減のために一庫ダムの利水容量の一部を余野川ダムに振り替えるという検討がなされました。つまり、神崎川・猪名川の洪水調節に加えまして、治水面では猪名川の上流も対象にしようというわけです。しかし、04年12月の「調査検討」では新規利水が全量撤退の見込みだということで、結局7月の「方針」では「当面実施せず」となりました。これに対して流域委員会は「賛成する」としております。

今後の問題点。まず、猪名川の治水です。多田地区の治水につきましては、一庫ダムの利水容量を余野川ダムに振り替えて治水容量をふやしても効果が小さいため、既往第2位の洪水が流下するように狭窄部を部分開削することに方針が変更されております。しかし、河川対応のみに頼らず、流域対応を充実させる必要があるというふうに考えます。また、猪名川下流の治水については、河道掘削と堤防強化が主体とされています。河道掘削では中州のほかに高水敷の掘削も対象にする必要があります。特に神崎川合流点付近の流下能力の増大が必要です。堤防強化では越水も考慮した工法の検討が必要だと。

次に環境への影響ですが、河道掘削では環境への影響の配慮が必要です。冠水頻度をふやすため高水敷の掘削も検討するべきであり、井堰の改築では魚道を設置する必要がある。また、環境の調査検討結果については早急な公表が必要です。

関連事業としましては、「水と緑の健康都市」などの関連事業については誠意ある対応が望まれると。

地域社会への影響も誠意ある対応が望まれるということです。

最後に「おわりに」ですが、ここはちょっと審議資料1と文章を変えて、変えておりますといひますか、審議資料1が正式のものです、もう一度ここまで言ったことをまとめて終わりにさせていただきたいと思ひます。

まず、「実施する」とした事業の計画はいずれも詳細が未確定です。例えば、丹生ダムは大幅な変更が予測されます。川上ダムについては利水が少なくなるということで、これも規模の縮小が予測されます。しかし、いずれもその発表がありません。天ヶ瀬ダム再開発についても、方向が示さ

れただけで、具体的な工事の内容については確定されていません。したがって、今回発表された「調査検討のとりまとめ」は従来計画を対象としたもので、新たな計画の詳細が決定された段階で改めて意見を示す必要があると考えています。

ダム事業というものは社会環境及び自然環境に重大な影響を及ぼします。それにもかかわらず、これまでの調査検討は十分とは言えません。むしろ、ずさんと言ってもいいぐらいです。特に丹生ダムについては、大幅な変更がなされたにもかかわらず、規模や構造の概要すら示し得ていません。川上ダムについても、計画の根源であります岩倉地点での水位・流量関係すらいまだにあいまいなものを用いております。こういった計画でダム事業という大きな事業が進められた場合、永源寺ダム第2ダムの二の舞を踏む可能性があると思います。河川管理者はぜひ慎重に調査検討を、後世の批判に耐える調査検討をしてダム事業についての検討を進めていただきたいと思います。

以上で私の報告を終わります。

○寺田委員長

今本リーダーの方で大変わかりやすく、短時間で意見（案）の骨格について説明をいただきました。

それで、あとは委員の皆さんの方で、これは特に順序、項目を決めてということじゃなくて、どの部分からでも結構ですので、主にはこの意見（案）に対する考え方、もしくは疑問な点があればお出しいただいてと思いますので、どうぞ自由にご意見をお出しいただきたいと思います。いかがですか。

はい、どうぞ。

○川崎委員

京都大学の川崎です。基本的な質問ですが、資料1ページから3ページの考え方の中で、例えば2ページの「治水面からみたダムについての基本的な考え」の後ろから七、八行目あたりに「ダムは河川対応のなかでも依然として有力な手法の一つであるが、上下流の連続性の遮断や自然環境に負の影響をもたらすことなどを考慮すると」という文面に、利水面の中にも基本的に自然環境を悪化させるという問題を有しているという、自然環境面から見た問題点がここに書かれています。この内容は、利水の内容よりは、冒頭の「環境面から見たダムについての基本的な考え」という問題の中に、書かれるべき内容ではないかと思いました。私はワーキングに出られなくて大変申し訳ありませんが、基本的なところを確認させていただきたいと思います。

ここでは、それぞれ環境面、治水面、利水面と並列の視点から述べられていると思いました。それぞれの治水、利水のところで環境面が基本的な問題であるということを記述してよいかどうか、書き方の問題だけなのかもしれませんが、その点を確認させていただきたい。

○寺田委員長

はい、どうぞ。

○今本副委員長

今の問題につきましては、確かに環境面から見たダム、治水面から見たダム、利水面から見たダムというふうに分けた場合、それぞれの治水面からだけに絞れ、あるいは利水面からだけに絞れというやり方もあると思います。

しかし、ここでは環境というのは、治水の場合も利水の場合もすべてにかかわってくるものだということからこのような書き方をしています。厳密に言いますと、タイトルと中身とが合っていないので、ご指摘の趣旨はよくわかりますが、これまでのこの委員会の主張してきたことから言いますと、こういうことでいいのかなと考えています。ご指摘の点はワーキングの段階でもどうしようかということで検討したことです。ありがとうございました。

○寺田委員長

川崎委員、そういうことでよろしいですか。はい、では、嘉田委員。

○嘉田委員

委員の嘉田でございます。今、こちらの方でパワーポイントで説明いただいた内容と、それからこの審議資料のところの関係なんです、行く行く残るものは審議資料の方ですね。となると、審議資料をいわばAの集合としますと、Aの集合の中にこのパワーポイントの部分が部分集合として入ると考えてよろしいでしょうか。

つまり、審議資料に書いていないことで今のパワーポイントで説明されたところがございます。例えば具体的には14ページですが、14ページの2－4－2、丹生ダムの地域社会への影響はここでは3行ですが、パワーポイントで説明されたものにはもう少し具体的に、ダム計画で移転した人たちへの配慮とか新しい計画によるとかあります。また18ページの「京都府（上水）の新規利水」のところも、ここでは2行、「新規利水に供せるようになる」とあるんですが、パワーポイントの方では新規利水の需要そのものを管理することが必要だろうと書いていただいています。そのあたりがどういう関係になるかお願いしたいんですが。

○今本副委員長

ご指摘のとおりでして、私、このパワーポイントをつくってしまして、審議資料1のこの意見（案）だけに基きますと聞いていてわからないだろうなと思ったんです。それで、あえてこれに書いていないこともパワーポイントでは示しました。

したがって、正式なものはあくまでこの意見（案）の方であって、パワーポイントに示しました文言は必ずしも、私個人の意見ではなくワーキングで出ていたことで、これに示されていない。

しかし、きょうは説明に加えた方がいいのではないかとということで、あえて加えさせてもらいました。そういう意味で、この意見書の方にもきちんと書いた方がいい、あるいは削るべきというのがあるかも知れませんが、その点についてはご議論いただいて、最終的なものを決めたいと思っています。

○嘉田委員

はい。それでは今、発言のついでですから、例えば丹生ダムの地域社会への影響というところなどは、パワーポイントに書いていただいた内容を個々に具体的に明記していただく方がよろしいのではないかと思います。これは今回改めて私の方で意見を言わせていただきますし、先ほどの京都府のでもそうですけれども、全体的にはパワーポイントの中のいわばこの審議資料からはみ出たところも改めて審議資料の中に入れていただきたいという意見を言わせていただきたいと思います。個別のところは皆さんあると思うんですが、少なくとも今2つの点は気がつきましたので、ぜひともパワーポイントの方の内容も審議資料に反映していただけたらということでございます。

○寺田委員長

具体的に2点のところを嘉田委員からおっしゃったので、今の意見を具体的なものとしてほかの委員の皆さんが可否を決められるようにしたいと思うんです。まず、丹生ダムの方の地域社会への影響というところですけども、この審議資料の方の意見（案）で3行で書いてある部分を、今本リーダーの方のパワーポイントでは2つに分けて書いてあるんですけども、この2つの内容を全部盛り込むとすれば、この意見書案の方のところでどこの部分に何を入れなくてはいけないのか、何が足りないのかということをやっと具体的に意見としておっしゃっていただいて、ほかの委員の皆さんのご意見をお聞きをしたいと思うんですが、いかがですかね。

○嘉田委員

嘉田でございます。具体的には、今ある3行は残しておいていただいて、それでこの2つの項目はより具体になっているんですね。ですから、この具体を、例えば1行目から2行目の分の後に入れるか、あるいは3行終わった後に入れるか、入れる場所はどこでもいいと思うんですが、この2つの具体を入れていただく方が意見書としては明確です。また地域の方ではこのことが大変問題になっておりますので、滋賀県の県議会なりあるいは地元の方もこの2行を具体的に入れていただく方が誤解がないと思います。あるいは意見としても明確になると思います。

○寺田委員長

なるほど。この意見（案）の方は計画変更の関係の部分についての論述になっていますから、それに加えてこの2つの項目の部分そのまま加えたらどうかというふうなご意見としてお聞きしますが、そういうふうな点はいかがですか。

○今本副委員長

実は、ワーキングでもこういうパワーポイントのようなことが指摘されていたわけです。だけど、これよりも報告書にあるような合意形成に向けた努力をするという表現の方が自由度があっているんじゃないかということから、これに変えた経緯があるんです。

だけど、これではわかりにくいかもわからないと思って、私がパワーポイントであえて説明をしまして、混乱をもたらしているかもわかりませんが。私としましては、そういうのが入っていないのかと言われたら、いや、説明でもそういうことをしているということで、できましたらきょうの段階ではこの意見（案）で行くか、あるいはもし許されるものでしたら、内容的な変更はともかくとしまして、表現の部分をより具体的にするといったことが許されるものでしたら、後日そういう修正をして出すというふうにしてもいいんじゃないかと思いますが。

○寺田委員長

それでは千代延さん、先にどうぞ。

○千代延委員

千代延です。今、嘉田委員のおっしゃった趣旨は、「はじめに」の一番最後の「1－4－4 地域社会への影響」というところの、特にしまいから3行に「『実施する』とされた3ダムについても」云々というところで、今、今本リーダーがあそこにわかりやすく各ダムのところに入れておられますけれども、ワーキンググループでも各ダムに同じようなことを入れてもみましたが、基本的にはこの全体共通で初めのところに入れてはどうかということでここに入っていますから、今、嘉田委員のおっしゃったようなことをまた丹生ダムのところに入れなくてもいいのではないかと、私は思います。

以上です。

○寺田委員長

川上委員、どうぞ。

○川上委員

ダムワーキングに参加しました川上です。今、パワーポイントで示された「移転を余儀なくされた住民」というところが一番のポイントだと思いますけれども、その部分はもちろんワーキングでも議論いたしました。地域住民、関係自治体の意見を聴取し、合意形成に向けた努力をすることが重要であるということの中に、その意味を含んでいるわけです。

「はじめに」の、今、千代延さんの方からご指摘のありましたところにつきましても、下から8行目ぐらいのところに、「しかし、ダム計画に理解と協力をしてきた関係者を含めて地域全体に大きな混乱をもたらしているのも事実である。河川管理者は、地域の不信感を真摯に受け止め、関係

機関と連携してその払拭に最大限の努力を傾注する」べきであるということで、委員会なりにきちっと考えた上でこういう文言にしておりますので、具体的に「移転を余儀なくされた住民」という言葉をことさらに入れなくてもいいのではないかと。それを入れるとするならば、さらに例えばダム事業について推進している人、ダム事業について反対している人、そういうことまで全部書かなくちゃいけなくなる。これはもう際限なく書かなくちゃいけなくなりますので、私は今の意見書の案でいいのではないかという意見です。

○寺田委員長

それでは、村上委員、どうぞ。

○村上興正委員

同様のことを感じたんですが、きょうは今本先生が非常に説明的な部分も含めてうまく説明されたと思うんですが、例えばまとめが入ってましたね。これはこの文書の中に入っていないんです。僕は聞いてて、やはり「おわりに」だけではなしに、その中にまとめをつけておいた方が読む人にとっては親切だなという感じがしまして、これで一体何を言いたかったのかというポイントを最後にぼんと書いて、それで終わった方がわかりやすいのではないかと思ったんです。

それで、それは単に内容をサマライズするだけの話ですから、大した変更ではないと思うのです。様式だけの問題だと思うんです。だから、僕はそういう親切のためにも、あるいはわかりやすくするためにも、7の「おわりに」の前にまとめとして簡単に入れるというのがいいんじゃないかと思うんですが。

○寺田委員長

ちょっと恐縮ですが、今一つずつ確定をしていきたいと思うんですよ。だから、今、丹生ダムのところの嘉田委員がおっしゃった、原案にこういうものを加えたらどうかというご提案についての意見をまず決めていきたいと思いますので。

○村上興正委員

具体的な文言については、練った後、これの文章やったらいいとか、この文章だったらだめとか、こういうことを今までやってきましたね。割と具体的にやってきましたので、この場でこれを入れるかどうかという議論をすべてやりますと、大変やと思うんです。だから、ワーキングでもう一回評価したらどうかと。

きょうは、そういう点でまだもう少し説明を入れた方がいいよというところがあったら幾つか出しておいていただいて、それを後で整理するというのではいかがでしょうか。この場でやっているとかかなり時間が要ると思います。「おわりに」のまとめでも、どうまとめるかというのもすったもんだすると思います。

○寺田委員長

いや、これはもうきょう、個別に原案は示していますから、原案についての審議ですので、それについて修正、変更、追加、そういうことについてのご意見があればお出しただいてその採否を決めていかないと、きょう決められなくて、また次の委員会というようなことになってしまいますので、随分長い作業過程を経た原案ですので、きょうは原案に対する意見をお出しただいてその採否は決めていくということをお願いをしたいと思うんですけども。

○村上興正委員

実は余野川に関しても、住民合意というところをどういうふうに書くかということは大問題です。それで、こういう形で書ける範囲内で書いて、あとはこちらもその対応を見ながらやっていこうと。1つ書き出したら本当にどこまでの段階までにとどめるのかというのが非常に困難になるということで、こういう形の一般論的な形で書いています。それはほかのダムについても同様やと思うんです。それを言い出すと、川上さんも言いましたが、どこでどの問題を取り上げて、どの問題を取り上げないかという対応の仕方が非常に困難になるという判断をして、ダムワーキングでは切っております。

○寺田委員長

寺川委員がさっきから手を挙げておられるので、先に。後から金盛委員。はい、寺川さん。

○寺川委員

今の部分ですけれども、大戸川ダムについては、最後のところで16ページですね。「3－2－3 地域社会への影響」の最後のくだりで、「なお、移転を余儀なくされた住民に対しては、河川管理者の誠意ある対応がとくに望まれる」という文章があるんですけども、ここの部分については、特に大戸川の場合は当面実施せずということになっておりますのでその辺と、それから丹生とか川上の縮小実施という現在の方針ですね。それに対する対応としての書き方の違いというふうに私は理解しているんですが。

○寺田委員長

だから、原案で十分足りているんじゃないかと、そういう意見ですね。

○寺川委員

はい。

○寺田委員長

それでは、金盛委員、どうぞ。

○金盛委員

金盛です。私も村上先生がおっしゃったようなことでいいんじゃないかと。ほとんど賛成です。

といいますのは、このワーキンググループが仕上げた案について、各委員さんがいろいろ意見は

お持ちだろうと思います。ですから、それを言い出されて、それを一々審議されるようになったら大変だと思うんですね。ですから、最大公約数的なところでこれはまとまっているんだと言って委員長さんがおっしゃいましたけれども、まさにそのとおりだと思うんですね。個々にはいろいろあると思います。

で、どうしても私は、これは実はこの場で提案しようかどうかと思っていたんですけど、どうしてもこれで違った意見を持っているということであれば、何とかその意見を別の形でも取り上げていただくと。この意見を世に出すにはこういう意見を私は別に持っていますよと。今までの意見交換の場でもたくさんの意見があったと思いますし。

それから、ダムワーキングの中でもいろいろ議論があったことは確かでありまして、いろんなものの最大公約数になっているんですから、もうここではこの最大公約数としてこれを認めるか認めないかということじゃないかと思いますね。ここを取り上げておったらそれこそエンドレスだと思いますけど。

○寺田委員長

はい、本多さん、どうぞ。

○本多委員

本多です。このダムワーキングの取り組みは私も金盛さんのおっしゃったことで賛成です。

ただ、意見だけ、1つ触れておきたいことがあります。今の「地域社会への影響」に対してなんですが、ちょっと今、私、箕面市の方に確認して電話をしていたんですけども、公表資料であるから公表していただいていいということだったので、こういう、実は止々呂美のダムが中止になった地域の協議会だよりというのがありまして、そこにダムを当面実施しないということの説明会を猪名総さんがされたときの詳しい議事録が載っております。これを読んでいる限りにおいては、河川管理者さんはおそらく針のむしろのような状態で説明をされたんだろうということが想像されるわけなんですけども。その際にこの地域社会への影響ということを考えますと、2つのダムで当面実施しない、2つのダムで規模が縮小されるかもしれないということで、いずれにせよ今までの計画から大きく変わったという状況があります。

そんな中で、地域社会に対する対応というのはそれぞれの場所によって違うというのは当然のことだろうとは思いますが、何か基準やルールがないと、「大戸川はこうなのに余野川はこうなの？」ということになれば、逆にまたそこで社会的な混乱が発生するということがあるんじゃないかという気がしています。

それで、河川管理者もやはりここでも将来我々が21世紀の淀川モデルとして全国に普及してほしいというようなことを願っているわけなんですけども、そういう経験をぜひ整理されて全国に役立てて

いただくとか、何かそういうことをしていただくことも我々として言っておいた方がいいのかなという気がしたのが1つです。

それと、もう1つは住民の皆さん方が今後その場所で、止々呂美でいいますといろんなことを要望されています。それと、私たちがその後をどういうふうにするのかということもこの意見書の中で述べております。例えば、その後、回復しなさいとか復元しなさいというようなことを述べている半面で、例えば止々呂美の皆さん方はダムのかわりに遊水池をつくって、水と緑の健康都市の水の部分の逆に確保したいというようなご要望を持っておられるというようなことがここに書かれていたり、それから箕面市の方も市長名で地域づくりに役立つようにこの跡地を使わせてほしいというような要望書を出されていたりします。そうすると、そういう地域の要望と流域委員会が出す跡地の回復や復元の問題との調整をどうするのかというような問題も出てくるというふうな気がしておりますので、少しそれを述べておきたいと思いましたので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○寺田委員長

先ほど、村上委員それから金盛委員から図らずもおっしゃっていただいたんですけども、ちょっと私の方の提案の仕方がまずかったんじゃないかというふうに今、反省していますけども。きょうお配りをしています審議資料1はいわば原案ということで、これまでの委員の皆さんの意見を最大限生かした形で作り上げた原案ですので、これを委員会の意見として承認するということについてのご意見をお聞きして、細かい字句の修正とか表現上の変更とかいうことじゃなくて、この原案が原案として承認できるかどうかという点についてぜひご意見をお出しいただいて採否を決めたいというふうに思います。

それから、金盛委員からもおっしゃっていただいた、これは後から申し上げようと思っていましたけども今申し上げておきたいと思えますけども、もちろんお寄せいただいた委員の皆さんの意見がすべて反映できたわけではありませんし、かなり基本的な部分で考え方が違うというご意見ももちろんあるわけですね。

それで、そういう場合には従前のこの委員会の提言以来、いろいろ出してきました意見はいずれも委員会としての全体の意見をそういう内容で決めることは、それは反対ではないけれども、自分はその分についてはちょっと異なった意見を持っていますという意見がある場合、これは少数意見としてこの意見書というものに付して一体としてそれを管理者にお示し、お渡しするという形で今までやってきておりますので、今回も基本的には運営会議でもそういう形で提案をさせていただくということは決めておりますので、その点もお含みいただいてと思います。

ただし、その場合の少数意見といいますのは、今申し上げましたように表現とか字句の言い回し

とかいうようなことじゃなくて、考え方の部分においてやはり異なった意見というものがあるということに限られるわけですけども、そういうものは少数意見という形で、きょうはこの意見書の採否ということを決めていただきました後は、なるべく早い時期に、次回の委員会は1月18日に決めていますけども、それまでの間にそれをお出しいただいて、その少数意見を付したものは次回の委員会でお配りができるようにするという段取りを考えておりますので、そのこともちょっと頭に置いていただいて、この原案の採否ということについてのご意見というものをお出しいただきたいというふうに思います。

嘉田委員、そういうふうな趣旨で、ちょっとご意見とは違う部分があるかもしれませんが、そういった点から先ほどの意見はいかがでしょうか。

○嘉田委員

嘉田でございます。地域社会からしたら、ここがやはり一番大きな問題ですので、何らかの具体的な記述なりがほしいです。もちろん「はじめに」のところに一般論がある、あるいは合意形成という一般的な言語の表現で合っているにしろ、問題は何なのかということをごちかも把握して書いた方が望ましいと、地域社会を研究する、あるいはその地域に近い立場にいる私としては申し上げたいわけです。もう既にダムワーキングでそこは議論したんだということなら結構でございますが、ある意味少数意見でまた出させていただきます。

地域社会の話は含まれているという今の千代延、川上、あるいは寺田委員の意見で、半分は納得しますが、半分納得するということで了解でございますが、例えば18ページの「京都府（上水）の新規利水」ですね。ここも確かに全体としては需要抑制ということが書いてあります。それがあるからもう要らないというのか、ここに入れるのかと申しますのは、私、きょう見せていただいた今本委員のが大変わかりやすいので、こういうものを社会に出すときには一般の方がわかりやすいということが大変大事だろうと思います。もうこれ以上申し上げませんが、私自身はダムワーキングに入っておりませんので、その背景の語感の意味というのがわかりませんので、ぜひともわかりやすく理解しやすいような形での具体例も出してやっていただきたい。

それで、ある意味で例えば生物系のところなどは私からしたら極めてわかりやすく、ところが社会系のところになるととたんに抽象化してくるというのが全体の流れでもございますし、その辺も含めてわかりやすくしていただけたらということで、意見としてさせていただきます。

○川上委員

川上です。今回は河川管理者の調査とりまとめに対する意見書なんです。この地域に対する影響ということについては、河川管理者の方から調査検討のとりまとめとしては特に出ていないわけですけども、ダムワーキングでいろいろ議論いたしまして、やはり地域への影響というものを書か

ないわけにはいかないということで、あえてここに設けさせていただいたようなわけなんですよね。その辺の事情もぜひ踏まえていただきたいと思います。

○寺田委員長

それでは、ほかにご意見は。はい、岡田さん、どうぞ。

○岡田委員

岡田です。このドラフティングをされるところに私自身が貢献できなかったので、ある種の再確認ということで申し上げたいと思うんですが、1 ページ目の「はじめに」のところに「環境面からみたダムについての基本的な考え」というのがあります。結論を申し上げますと、私は意見書の作成の過程で少し異なった意見を申し上げましたが、採択されるのであればこの文言で概ねいいと思います。ただ私はこういうふうに解釈するという、一方的な解釈をちょっと申し上げたいと思います。

それは、「自然環境に及ぼす負の影響にもまして、人間生存に不可欠と認められる場合にはじめてダム建設が容認される」という文章ですね。まず、これは「環境面からみたダムについての基本的な考え」という、その断り書きの中でこういう言明がされているということだと理解しますがよろしいでしょうか。要は「人間生存に不可欠と認められる」ということの具体的な判断というのはどんな基準でどういうふうにすればいいのかということについては、まだ我々は必ずしも合意も得ていないと思いますし、明確な基準も持ち得ていないかもわからない。

ただ、こういうことをやはり優先すべきだという理念については、おおむね合意されているのではないかというふうに思うわけです。その点で私はそれでいいと思いますが、これは今後、場面とか状況によって解釈に多様性があり得ると考えます。あるいはその解釈をもっと安定的にするためには、これに対してのある種の基準とかというものなりが、できるかできないかは別にして、できてこないと具体的にこれを適用する場合にいろいろと意見が分かれるところになるのではないのでしょうか。私はそういうふうに解釈しているということです。

以上です。

○寺田委員長

岡田委員の方の今のご意見、最初おっしゃったように、確認的な、そういう意味としてということで、この点については大体皆さんの共通認識かなというふうに私も思っているんですけども、ワーキングの方では特に何か今の点についてのコメントはございますか。

どうぞ。

○今本副委員長

今本です。この表現につきましては、随分ワーキングの中でも議論をしました。最終的には委員

の皆さんにお伺いもしました。ここは、どういいますか、環境面から見ての一つの夢を語るといいますか、そういった部分だと思うんです。ですから、環境面から見た場合でも、ここの委員会としての具体的な意見は、1－1の最後の5行に集約されているというふうに考えてください。

しかし、どうしてもこの人間生存ということをですね、この委員会としても言いたかったんだと。人間生存というのは単に人が生きる、死ぬという問題じゃなく、豊かな生活をし続けることも人間生存にとって一つの要素だと。もっと広く解釈してやっていただきたい。

それと、環境の部分では三田村先生からいろいろ説明を聞いて、非常に一般的に使われている言葉で、それほど違和感がないということ聞きまして、私自身は納得してます。

○寺田委員長

はい、ありがとうございます。まさにこの環境配慮の理念ということをこういう言葉で表現したと。具体的には、この2ページの上から4行目からの、結論として言えばというところで敷衍しているところが具体性を持っているということだったと思います。

この点以外でももちろん結構です。ご意見がほかにございましたらどうぞ。

はい、どうぞ。

○澤井委員

澤井です。先ほどの嘉田委員のご発言にちょっと関連して、できるだけわかりやすい文言でというようなことですね、簡潔なというようなことですね、それをあわせたような形で、これは今回河川管理者に提出する意見書だと思うんですけれども、それとは別個に何かこの要約版といひますか、解説版とか、従来の流れとどう変わったかと比較ができるような、そういうものをあわせて出すようなことを、できるだけ早くしたらいいんじゃないかというような気がしますけれども。

○寺田委員長

それは提案でもありますので、また運営会議でそれは検討させていただくということでもいいでしょうか。

○今本副委員長

今本ですけど、今の件は、今ちょうど委員会としてのパンフレットを出そうとしてますよね、それに反映することでもいいと思うんですけど。それも、パンフレットは比較的早い時期だと思いますから、おくれるという懸念もないと思います。その場合には一般が対象ですので、表現等はわかりやすくしたいと思います。今回はあくまで河川管理者に委員会として提出する意見書というふうに理解ください。

○寺田委員長

今本委員からも今ご紹介いただいたように、実は延び延びになっているんですけども、これまで

の委員会の活動史も含めて、出してきた主な意見というものを一般の地域住民の方とか、いろんな方々がコンパクトにわかりやすく見られるようなものをつくるということで。以前基礎原案が出た後の段階では一度出しておりますけども、その続編をつくろうということで、それがちょっと延び延びになっていると。

一応今の時点ではこの調査検討に対する意見書を採択した後は、そこまでの部分をとにかく出そうということで。その中には例えば今回のような調査検討の意見書の骨格、ちょうど先ほどの、今本委員の方が出していただいたような、あれをもっと省略化したものですけども、わかりやすいものをつくろうということで、今検討しておりますので、またそういうときに委員の皆さんからご意見をお出しただいて、いいものにしていいただいたらどうかというふうに思いますけども。そんなことでよろしいでしょうかね。

はい、どうぞ。本多さん、どうぞ。

○本多委員

済みません。ちょっとそれに関連してなんですけども、この意見書を作成するに当たって、私たちは早い時期に地域住民の皆さんのご意見を直接、4地域といいますか、4回にわたってお伺いして、その上で検討してきたということもあろうかと思います。

最近私が耳にする話なんですけども、河川管理者が、ダムの問題について、地元の方々には説明をされていたんだろうけども、それ以外の住民の皆さんに対する説明を全然されていないというようなことや、それから、流域委員会も、こういう、今検討されているけども、これはまた住民の皆さんの意見を聞いたり報告したりしてくれるのかというようなことがありました。

それで、少なくとも、私たちは意見を聞いてつくってきたんですから、今までも、提言のときも意見書のときも意見を聞いてつくりながら、またつくったものについての報告も、住民の皆さんを交えてやるということをしてきました。これについてはそういうこともする必要があるんじゃないかなというふうに思うんですけども、発表後といいますか、提出後でもそういうことを、やはり今までどおり住民の皆さんと議論する場が流域委員会に要るんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○寺田委員長

意見書原案についてのご意見、あとをお伺いをしたいと思いますが。

もし、特にもうないようであれば、この審議資料1のもの、いわゆる原案と呼ばせていただきますが、これについての採否を決めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

その前提としましては、先ほどちょっと金盛委員からご指摘いただいたときに申し上げましたとおり、いわゆる少数意見というふうに申し上げますけども、そういうものを次の1月の18日の委員

会までに、これは、時間的には一応運営会議で決めましたのは、1月5日までにこの意見書に付してもらいたいという意見、これは何度も申し上げて恐縮ですけども、表現上の問題ということですね、言い回しにかかわることは、これは採用できないことになりますので。そうじゃなくて、考え方の部分とかいう点について、やはり異なった意見とかいうものをぜひ付しておきたいという、いわゆる少数意見、これをご希望の委員は、1月5日の12時までにお出しをいただきたい。その上で1月7日にダムワーキングの方でその内容を一応検討していただいた上で、運営会議で少数意見として付するかどうかということを決めさせていただけたらと思います。

だから、恐縮ですけども、少数意見とするかどうかということは、運営会議にご一任いただくという、条件つきでちょっと恐縮ですけども、お諮りをしたいと思います。それを前提で、この審議資料1の調査検討についての意見書というものについて、ご承認いただけますでしょうか。

お諮りをしたいと思いますが、そういうことでよろしいですか。

それでは、全員承認ということで。

○金盛委員

いや、反対です。

○寺田委員長

反対、意見書とすることに反対ですか。

○金盛委員

いえ、意見書を出すことは賛成ですが、中身がね。

○寺田委員長

はい。それはだから、今申し上げてますように、少数意見でお出しいただくということで。

それでは、委員会の意見とすることについては、皆さん全員賛成をしていただくということで。

○村上興正委員

反対意見がありますから、一応賛成は挙手をやったらどうですか。

○寺田委員長

それでは、挙手をしますか。

○金盛委員

委員長、はっきりしていただきたいんですけどね、出すことに賛成かどうか、中身に賛成かどうかということ、どちらかをはっきりしていただきたいですね。

○寺田委員長

これは、委員会の意見書として皆さんが承認していただかないと出せませんので、委員会の意見とするということについての承認をお諮りをしているということです。挙手しますか。

それでは、賛成の方は挙手をお願い、賛成というか、承認をするということを可とする方。

〔賛成者挙手〕

○寺田委員長

それでは、1名反対ということによろしいですか。反対ということによろしいですか。はい。

それでは、一応承認いただいたということで、この議題は終わらせていただきたいと思います。

それで、再度申し上げますけども、今申し上げましたように、この意見書に付する少数意見というものについては、1月5日の12時までに委員の皆さんの方からお出しをいただいて、ダムワーキングで第一段階で検討していただいた上で、1月9日に運営会議を開催をいたしますので、その運営会議のところで、少数意見とするかどうかという点については決めさせていただくというふうにさせていただきますので、ご了解いただきたいと思います。

それでは、ちょっと休憩をさせていただきます。それで、今一応ご承認いただいたこの意見書というものは、休憩の後に河川管理者の方に提出をさせていただきたいというふうに思います。

それでは、ちょっと10分休憩をさせていただきます。

○庶務（みずほ情報総研 中島）

それでは、11時50分まで休憩とさせていただきます。

〔午前11時39分 休憩〕

〔午前11時51分 再開〕

○庶務（みずほ情報総研 中島）

時間になりましたので、それでは再開させていただきます。

意見書の提出に移らせていただいてよろしいですか。

〔淀川水系5ダムの調査検討についての意見書の提出〕

○寺田委員長

それでは再開をさせていただきます。

先ほど申し上げましたように、先ほど皆さんの方で委員会として承認をいたしました淀川水系5ダムの調査検討についての意見書を、河川管理者の方に提出をさせていただきたいと思いますので、恐縮ですが、河川部長さん、前の方にちょっとおいでいただけますでしょうか。

○庶務（みずほ情報総研 中島）

谷本部長様、スクリーンの前の方に。

○寺田委員長

先ほど最初に申し上げましたとおり、9月以降委員の皆さんに奮闘いただき、調査検討についてのいろいろな不十分な点がないかどうか、またもっとこういう点を調査してもらったらどうかということについての検討を行ってまいりました。これはひとえに、今後管理者の方がお進めになる河川整備計画の原案の過程で、ぜひ活かしていただきたいという委員の皆さんの気持ちのあらわれだと思いますので、十分にこの意を酌んでいただきまして、活かしていただければありがたいと思い

ます。どうかよろしくお願いします。

（淀川水系流域委員会より国土交通省近畿地方整備局へ意見書を提出）

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川部長 谷本）

ありがとうございます。

〔委員会の今後のスケジュール等〕

○寺田委員長

それでは、議題の後に今後のスケジュールの関係のことがあります。

これは、ちょっと最初に私の方から申し上げますが、もう既に先ほど紹介をさせていただいたとおりでありますけれども、資料の方のその他資料というところにも書いておりますけれども、ここに書いてないことでは、先ほど申し上げましたけれども、この意見書についての少数意見ということについてのタイムリミットを一方的に決めさせていただきましたけれども、1月5日午前12時まで委員会庶務の方にお出しをいただきたいと思います。それで、1月7日のダムワーキングの方で一応その内容を検討していただいた上で、その後にその他資料に出ておりますように、1月9日に開催いたします運営会議で少数意見の採否ということを決めさせていただき、18日の全体の委員会で少数意見を付した正式の意見書というものを、委員の皆さん全員、もちろん一般の傍聴者の皆さんにも、それから改めて河川管理者の方にも、少数意見を付したものをお渡しさせていただくということになります。そういうスケジュールになるということをご承知いただきたいと思います。

それから、次の全体委員会は1月18日に、その他資料にありますように予定をしております。場所はきょうと同じみやこめっせで開催をいたしますけれども、1月18日の全体委員会で早いもので新組織下の委員会も1年間という節目を迎えることになります。この1年の節目を迎える時点で、この委員会は通算して既に5年間たつわけですけれども、2月以降の活動をどういうふうな形で、つまり部会構成というものを従来のままでいいのかどうか、それからやはり当面の活動の内容、主な活動内容としてどういうものを取り上げていく必要があるかというふうなことを、1月18日の委員会では検討させてもらいたいというふうに思っております。そういうふうなことを審議内容として行うということ、一応予告をさせていただきたいと思います。

スケジュールの関係で庶務の方からほかに何かご報告がありましたら、説明でもありましたら、どうぞ。

○庶務（みずほ情報総研 吉岡）

全般的なスケジュールに関しては今委員長が申されたとおりですけれども、少数意見の提出に関してちょっと補足させていただければと思います。期限が1月5日正午ということでご案内がありましたが、その間実は正月休みが入る関係がありまして、庶務も休みをとらせていただくということがございます。基本的に、少数意見を庶務あてにいただいた場合は必ずいただいた旨連絡申し上げます。メールでいただいた方にはメールというような形で、何らかの形で必ず連絡申し上げます。

それで、最終期限が5日の正午ということですが、基本的に7日にダムワーキング、意見書ワーキングがございますので、6日には要するに必ず少数意見を提出された方に関しては、受け取りましたという確認をさせていただきます。もしも万が一その確認がない場合、何らかの事故で庶

務あてに届いていない可能性がございますので、それはまた再度庶務に連絡いただく等の形で、なるべく受け渡しに関しまして正確を期するような形で対応させていただきたいと思いますので、その点は委員の方々もよろしくご協力お願いできればと思います。以上です。

○寺田委員長

はい、ありがとうございました。

〔一般傍聴者からの意見聴取〕

○寺田委員長

それでは、最後になりましたけども、本日ご参加いただきました一般傍聴者の方からご意見があれば、ご意見をお聞きしたいと思います。はい、どうぞ。

○傍聴者（浅野）

自然愛・環境問題研究所の浅野です。本日配られました参考資料1に、「『？学者が雁首揃え舟滝を登る』＝岩倉峡流下能力をめぐるトンデモない検討＝」という意見を出しております。これはNo. 681です。これについては、読んでいただければ明快にわかることなので、その要点だけ先にお話しして、その後きょうの「流域委員会の意見」について批判を述べたいと思います。

この意見書681番ですが、12月12日に「岩倉峡57.4km地点の流下能力について」という、河川管理者側から審議資料が出されましたが、これについての批判であります。『平成5年以前の21年間にわたる観測データがすっかり切り捨てられて、何の真実があるか。』これは32年間の観測流量表、つまり実際の観測があったわけなんです、このデータを平成6年以降の分だけ取り上げて、48年までの21年をまったく切り捨てて検討に入っている、そういうことを指摘しております。

それから、『洪水痕跡に年月日時につながる絶対的根拠とか証明がない。』これをちゃんと把握せずに、単なる誤差の範囲としているということは非常におかしい。要するに、 $2,013\text{m}^3/\text{s}$ ぐらいの水位が実際の観測で昭和57年に観測されておりますが、それ以前に昭和28年から7つほどの洪水がこれを超えて流れておりますので、57年とそれ以前の大きな洪水との違い、どこにそういう日時まで含めた証明があるかといえありません。その記録はありません。

そして、そこまで無理をして検討しながら、非常に狂いを感じさせる不等流計算、水位連続線を示しておりますが、これも書いておりますように途中で跳水、射流から常流への遷流、これが3カ所ほどあります。ここで計算、水面勾配を追っかけていこうとしても、計算上、限界水深以下になってしまって計算できないわけです。それが、鞍形遷移とかいろいろ考え出しておりますが、それらに関しましても決定的にそれが正しく、うまくやれているかどうかというのは、これは学者の中でも分かるところでありまして、そういう意味から不等流計算を島ヶ原から水面形を追跡していくというやり方で無理があると言えます。

もう1つの考え方として、57km地点ぐらいから以降については非常に大きな河床勾配を持っておりますので、いわゆる観測所地点を乗り越えた水は幾らでもどんどん流れるというふうに考えて、57.323kmあたりから57.4～57.5kmに当たる岩倉大橋、この間だけで計算してみれば、それに観測データ32年間の分をちゃんとつないで検討すれば、もっと正確なところが出ます。そして、平成5年に河川管理者自身が10.5mの水位で $3,630\text{m}^3/\text{s}$ の不等流計算というのをしております。そこら

もちろんと検討の範囲に入れてやれば、今回採用するというような不等流の水位連続線が全く意味を持たない、そして今本副委員長もおっしゃったように、これは相当の違いを含む問題であって、そこを徹底的にやらないとだめです。学術的にやるべきです。そして、その上で河川管理者としていろいろの上下流の問題をはっきりと明確に取り上げて、どうしたらいいのかということを考えるべきであって、初めから都合よしに「治水計画への影響」という文章において、真剣に「真の流量水位の判定」に迫るよりも、その結果の上下流への影響を重視させて、河川管理者に低い流下能力を選択させるという重大な反科学的後押しをしております。これは許されません。

それから、岩倉峡57.4km地点の横断面面積とか標高136.59mという計画高水位などは、実際の観測データとは何の関係もないし、平成15年につくられたという観測流量表は、いかにもこの地点で水位をはかってきたかのように仕上げておりますが、これは私は捏造だと思います。なぜかといえ、ずっと計算してみると、水面勾配に合わせて、その位置に57.4kmの水位というものをみんな合わせています。これは後でつくった文書です。そういうことを申し上げました。これはNo.681の意見書の中に書かれております。

それから、「淀川水系5ダムの調査検討についての意見」なのですが、私は基本的にはこの意見書に賛成するものですが、6点ほど問題があると考えています。「はじめに」というところが、最初にありますが、この中で「1950年代以降、大規模なダムが全国の河川に多数建設されたが、これらが各河川の治水あるいは利水の安全度を飛躍的に向上させ、日本の産業・経済の発展と市民生活の安全・安心に多大な貢献をした」と。しかし、このような環境以外の問題では、非常に、この文章としては過大評価になっております。治水・利水についても、現在では決して手放して評価できない事実もいろいろ出てきております。これは表現を変えるべきであります。こういうような安全度を飛躍的に向上させ、というような過大な評価が、その傍ら堤防補強などの河川整備がなおざりにされたり、さらに土地利用が拡大され、遊水地もつぶされ、洪水流出がどんどんふえるという悪循環を生み出している背景となっています。これが1点。

それから、次のページ、「1-2 治水面からみたダムについての基本的な考え」の中で、「『基本高水』に対して、河道の流下能力が不足すれば、ダムや遊水地により洪水流量を抑制するという方式を採用してきた」、そして後で「②目標達成の目途が立たない、といった問題がある」と、「②については、とくにダム建設が計画どおり進まないことが大きな障害となっている」というふうに言っておりますが、これはそうじゃありません。もともと過大過ぎる基本高水を仮想的に設定するという反科学的、無責任的な計画づくりに本来無理があったわけなんです。この点をしっかり把握して言わないと、こういう「ダムが予定どおり進まなかったことが大きな障害となっている」というような、そういう表現は間違っております。

それから3番目に、その下の方の利水の上で、「新たなダムの建設は他に実行可能で有効な方法がない場合の」云々とありますが、これは「事業中の」という言葉を頭につけていただくなりしないと、これから計画されるダムと誤認して考える人も出てくると思うんです。これをちょっと指摘しておきたいです。

4番目に、次の3ページの上から3行目、「地域の発展に大きな役割を果たしてきた」と書いて

おりますが、地域の発展という発展が、例えば奈良市月ヶ瀬の高山ダム以後の推移をずっと見てきますと、これは発展じゃなく衰退につながっております。立派な梅溪が壊れていった。その後、どんどんそれに対して開発の手が伸びてくるということで、今や月ヶ瀬梅林という日本で初めて『名勝』と認定された、そういう環境の豊かなところがもう9,000本ぐらいの梅になってしまっていて、そして、みんなからいろいろ言われるような変な観光地になってしまっております。そういうようなことも含めて、これは地域の発展じゃなしに「地域の開発に大きな役割を果たしてきた」とか、そういう文面に変えてもらいたいです。

○寺田委員長

ちょっともう時間が長くなってますので、終わってください。

○傍聴者（浅野）

あと、1分だけお願いします。

そして5ページ、「環境への影響」の真ん中で、「社会的合意という要件が欠落しているものの」とありますが、この言葉は非常に軽過ぎると思うんです。今まで基礎原案への意見書では、はっきりと重大な不備であると指摘してきました。しかし、その後、基礎案でそれを指摘しておりません。ですので、これははっきりと「重大な要件として認めるよう」厳しく指摘していただきたいです。

そして、最後ですが、この川上ダムの問題に関する一番最後に、「川上ダム直近に存在するとされる活断層について、公開でトレンチ調査を行い報告されなければならない」に類した、つまり活断層調査をはっきりと今後の調査に加えるように指摘していただきたいと思います。以上です。

○寺田委員長

はい、ありがとうございました。

ほかに、ご意見。はい、どうぞ。

○傍聴者（藪田）

宇治・世界遺産を守る会の藪田と申します。意見案についての私の意見は、参考資料1一般からの意見No. 679で書かせていただいています。679の1ページから8ページまでですが、「はじめに」、「天ヶ瀬ダム再開発の効果」、「京都府上水の新規利水」、「宇治川塔の島地区の流下能力」、「4つの代替案の検討について」、「景観への影響」、「地域住民とともに検討し再構築することについて」、「宇治川の堤防強化」、「審議資料について」述べていますので、ぜひご一読ください。

一番言いたいことは、宇治川の河床掘削について私たち地域住民は反対です。その理由は、宇治川塔の島地区の環境・景観が既に破壊されており、「河床掘削はさらなる改変をもたらす」と意見書が述べているとおり、環境・景観のさらなる破壊につながるということです。したがって、河床掘削以外の方法の検討、バイパス・トンネルの検討も含めて慎重に丁寧に検討検証することが必要だと考えています。このことは、手抜きは許されないというぐあいに私たちは思っています。

もう1点は、景観の復元は可能である、このように私たちは思っています。塔の川の締切堤の撤去、導水管の撤去、亀石の遊歩道の撤去、これは景観復元の第一歩である、このように考えていま

す。ぜひ、ご一読ください。

きょうの発言は、ここに書いてないことを発言したいと思います。まず第一に、審議の進め方について非常に疑問があります。この間、何か変だなというぐあいに思っていたんですが、実は「塔の島地区河川整備に関する検討委員会」があります。そこで検討されている内容が流域委員会には報告されておりません。天ヶ瀬ダム再開発の最重要問題である宇治川塔の島地区の流下能力の増大の課題と宇治川の自然環境・歴史的景観の保全という、相対する問題をいかに検討するのか、いかに解決の道を見つけ出すのか、流域委員会としては淀川河川事務所の諮問機関である「塔の島地区河川整備に関する検討委員会」に丸投げし、その検討結果を待っておられるのかもしれませんが、12月14日に開催された「第2回塔の島地区河川整備に関する検討委員会」に、河川管理者は宇治川本川掘削、塔の川の掘削による流下能力の確保の検討ということで、第一に本川平均0.8m掘削、2つ目の案は塔の川締切堤の撤去・本川平均0.4m掘削・塔の川約1.0m掘削・落差高切り下げ、3つ目は、この②の案にさらに塔の島を約1.0m上の面を掘削する、こういうものの3つを提示しています。また、急斜面護岸と河道の直線化に対する批判に対して、河道側に礫を埋め立て緩い傾斜にする、導水管の一部撤去、亀石周辺の護岸の一部改良などを報告提案しています。

私の疑問は、「塔の島地区河川整備に関する検討委員会」の審議の状況が、この委員会には何ら報告もされていない、また流域委員会の方も報告を求めているということが非常に疑問であります。やはり、これは報告させるべきだというぐあいに思います。河川管理者の土俵を2つつくるというやり方によって、流域委員会の審議が現場の状況と乖離して非常に形式的になっているのではないかと懸念をしています。そうした中で出される意見は地域住民や現場と乖離する危険性を持っていると考えますので、ぜひ改善を望みます。

それから2つ目は、意見書17ページの「4-1 天ヶ瀬ダム開発の経緯」の中で、「琵琶湖の後期放流時の計画最大流量 $1,500\text{m}^3/\text{s}$ を天ヶ瀬ダムで放流するため」と書いてありますが、この間委員会でも指摘してきましたが、天ヶ瀬ダムは $1,500\text{m}^3/\text{s}$ の放流能力を持っても、 $1,500\text{m}^3/\text{s}$ を放流することはできません。その理由は71年12月に策定された、淀川水系工事実施計画で宇治橋付近計画高水量 $1,500\text{m}^3/\text{s}$ が定められているからであります。71年12月に策定された基本計画では、宇治川流域で2日間に272mmの降雨があった場合に大戸川ダムと天ヶ瀬ダムで調節して、天ヶ瀬ダムが $1,200\text{m}^3/\text{s}$ の放流で、下流の合流部分とあわせて、宇治橋付近で計画高水量 $1,500\text{m}^3/\text{s}$ というぐあいになっているわけです。そして、宇治川の流下能力が $1,500\text{m}^3/\text{s}$ になったら、それを琵琶湖後期放流に利用しようというものであります。後期放流の場合でも、天ヶ瀬ダムから宇治橋の間で志津川・白川が合流していますし、また関西電力宇治発電所の $60\text{m}^3/\text{s}$ が合流しておりますので、これらを考慮すれば、天ヶ瀬ダムは宇治橋付近の計画高水量 $1,500\text{m}^3/\text{s}$ を変えない限り $1,500\text{m}^3/\text{s}$ は放流できない、ということだと思えます。

それから、3つ目は同じ18ページの「4-3-1 天ヶ瀬ダムの放流能力の増大」のところで、「天ヶ瀬ダムの放流能力については、琵琶湖の後期放流という観点からすれば、下流における治水の安全ならびに環境の保全が確保されるかぎり、大きいほど望ましい」と書いてあります。これは、私はおかしいと思います。現在の計画が、宇治川に $1,500\text{m}^3/\text{s}$ の流下能力を持たせることが景観

保全との関係で大問題になっている。こういうことから見て、放流能力が大きいほど好ましいという結論は全く地域住民からは乖離している。そして、このような結論がどこから出てくるのか非常に疑問に思います。河川の整備は、その必要性に応じて最小にとどめるというのが、環境保全の面から見れば当然のことではないかと思います。しかも、非常に高水位、長期間放流ということから、下流の堤防の特別な強化が必要で、そのための膨大な費用を考えた場合、大きいほど好ましいというのは、公共事業の費用を度外視した暴論ではないかと私は考えております。

それから、あと1点だけです。放流能力の増大量で、河川管理者が調査結果取りまとめを示している「天ヶ瀬ダム洪水期制限水位での1,500m³/sへの放流能力の増大は、71年12月に策定された淀川水系工事实施基本計画に示されたものを踏襲したもので、明確な論理的根拠を持っているとはいえない」というぐあいに書いてあります。これは非常に重要な指摘だと思います。これは、淀川水系工事实施基本計画は根拠がないというぐあいに指摘されておると私たちは理解をしております。できれば、この根拠等についてもまたご説明をいただければありがたいなというぐあいに思います。以上です。

○寺田委員長

はい、ありがとうございました。

それでは、こちらどうぞ。

○傍聴者(酒井)

桂川流域の住民の酒井と申します。

午前中の議論を聞いていまして、意見書のとりまとめの中で住民に対して説明がないという河川管理者側の責任も追及されとるわけですが、まだまだ流域委員会自身も現場、住民の話が反映をされてないと思います。今、川上ダム関連で、るる浅野さんから月ヶ瀬のダム再開発関連で藪田さんが住民の意見も含めて議論されたと思います。その辺の議論の内容が、言及がまだまだなされてない。そして、まだまだ流域委員会の議論が不十分であると思います。

まず、第二次委員の任期が2年になってます。この際もう一度、第一次の委員会に戻すか、もう一度仕切り直して実際に現場でかかわっている住民なり地方自治体なり、土木関係者も含めて、公募してやり直せというのが私の意見でございます。

御存じのように、国の18年度予算がきょう国会中で、大臣折衝でやられています。新聞報道によりますと、いろいろ数字が出てます。なぜこの辺の言及がないのか。知っていて言わないのか、どうということなんですか。もうすぐ流域委員会の意見書は出されます。一部には予算が過大やとか、見積もりが過大やとか、いわれています。きれいごとの議論になっています。当然近畿地方整備局が本省の方に予算要求を出されて、本省及び財務省で検討されて大臣折衝が今やられていると思います。その内容を提出してくださいよ。出てきた予算が実際の取材の報道情報を読むと、嘉田委員もおっしゃっていましたが、地域社会の人が毎日読んだるわけですよ。血税なんですよ、血税。我々もその段階で、一部は負担せななりません。ですけど、次世代、孫の時代の人に多く借金負担が降りかかるわけです。

具体的な例を言います。資料をいろいろ何点か出させていただきますが、一々言いますと時間

がかかりますので。

物すごいむだ遣いをしているんじゃないかと思います。我が桂川の流域でも堤防根固め工事が今やられてます。これは工事計画が地元の住民に説明をされて今現実にやられておるのか。この地域にはサンショウウオの生息地があります。調査はどうなっているのですか、もう一度、河川保全委員会とか、住民説明会などあるわけですから、実際こういう内容で工事予算がこれだけになります、萩原堤（フシハラツツミ）は強化されますという説明をしてください。地域住民にはさっぱりわからないで河川行政が進んでいく、それが中央でやられている社会資本河川整備分科会の内容ですか。その会議の内容も、私もある人を通じて会議の議事録を請求してますが、それも全然出てきません。地域住民にとっては大切なことなんです。淀川水系流域委員会が意見書を出したけれど近畿地方整備局が一切無視されたような河川整備計画が出てきたら、今までこの約5年、一体何をしていたのか、税金のむだ遣い、何億という血税がかかるとるんですよ。

委員の皆さん、河川管理者の皆さん、自分らがやってきた議論・意見が反映されないというのはどういうことなんでしょうか。反論しないんでしょうか。マスコミは一部報道していますけれどね。一体その使った血税を誰が還元するのか。国民、住民の税金なんです。主権は住民にあるんですよ。法律学者もおられるんですから、日弁連の会議とか、類する会議がいろいろやられてます。その議論というのは、こういうことがあった、ああいうことがあったというのを全部流域委員会で議論して下さい。一体これから住民と地方なり国なり、国民の政治参加も含めてですね、日本の民主主義というのが、本来、法治国家であるはず。そういう国の形が今空洞化している。

その辺を、学者、専門家の皆さんが多数おられて議論しています。河川管理者、国土交通省関係者も含めてそれなりの学問をされてきていると思います。この流れを変えないと、日本がだめになる。全国の河川整備計画がだめになります。その技術や方針で世界各地のダム建設とか河川の汚染とか環境破壊をやっとる手先になっとるわけですよ、我々も含めて、随分と反省せねばなりません。その具体的な部分をもう一度考えていただいて、もう一度流域委員会をやり直せ。この淀川水系流域委員会というのは中央にバカにされているんですよ。意見を反映させないとダメです。金盛委員、11月30日の中央の会議の審議の内容を皆さんに1月5日までに提出してください。そこでもう一度議論しましょう。まだ言いたいことがあります、時間を譲ります。ありがとうございました。

○寺田委員長

ありがとうございました。はい、どうぞ。その後ろの方。

○傍聴者（平田）

私は川上ダム予定地の上流で生活しておる者で、平田と申します。

この意見書の中のNo. 646にも書かせていただいておりますけれども、川上ダムが計画を予定されて大方40年近くなります。その間、非常に劣悪な山林の中で道路は40年前と今はもう何にも変わっておりません。そうして、災害などの際にはそこを直すだけということで、今日本国じゅうのどこへ行ってもあんな劣悪な道はないだろうと。これは県の主要道路になっておりますけれども、非常に悪い道路でございます。委員の先生方は一度ぐらいいは見えていただいていると思うんですが、そういうふうな非常に劣悪な田舎の生活をしております。

それで、平均年齢は67歳です。私のところは種生区というところなんですけど、小学校へ通っているのはここではたったの7名しかおりません。100戸ほどありますけど、7名しかいません。というのは、若者が全部成人になれば出ていってしまいます。とにかく文化生活ができないと。学校は全部廃校です。駐在所もなくなりました。郵便局もなくなりました。

そうした過疎地に住んでいる我々のことを少しでも思っていたことがあるのでしょうか。ダム反対、結構です。けれども、私らが住んでおるところを一回見てください。かい性なしなもので山の中で猿と一緒に住んでおるわけですけども、先生方皆さん、またここで傍聴される皆さんはほとんど文化生活をされていると思います。我々は文化生活のブもいきません。若い子はいない、本当に寂れた地域、この現状を何とか委員の皆さん方もお考えいただいて、まあ川上ダムは縮小してもやるというふうには書かれておりますけれども、そういうふうなところで、私ももう65歳になりました。65年間そうした生活をしております。かい性がないもので、文化的な生活ができるところまでよう移転しません。助けてください。以上です。

○寺田委員長

ありがとうございました。ほかにございますか。そしたら、その前の方、どうぞ。

○傍聴者（近藤）

木曾三川・揖斐川流域から参りました「徳山ダム建設中止を求める会」の近藤ゆり子と申します。意見書としては12月20日に出させていただきましたNo. 682です。この意見書についてとあと数点、なるだけ短く言わせていただきます。

まず意見書ですけども、これはもう7月にも上げたとおりのんですけども、ここのところはいよいよ河川整備基本方針が霞ヶ関ではほぼ審議が終了し始めました。早晚出ると思います。今までは基礎案とかいろいろ言っていましたけども、河川整備計画原案というものが多分河川管理者からお示しになるということもそう遠くないのだろう、あるいは、逆に言えばそう延々と引っ張るべきものではないだろうと私は思います。

そこにおいて今問題になっている丹生ダム、川上ダム、これは淀川水系の水資源開発基本計画（フルプラン）に位置づけられているからこそ水資源機構が事業者となっているわけです。ここのところで、特に丹生ダムは今利水者総撤退というようなことが言われています。総撤退であれば、水資源開発促進法に基づけば、水資源機構が事業者であるということはある得ないと私は少なくとも思います。「水需要の精査確認」ということが随分引っ張られてくる中でこのことが問題にされてこなかった、少なくとも事務方である国土交通省、近畿地整という形でも国土交通省の側から少しも説明されてこなかったことそのものが私は非常に問題だと思っています。

それで、私、あんまり示されないもので10月4日に霞ヶ関に電話しました。自分が担当だと、まあ河川局から紹介されたんですけど、自分が担当だとおっしゃる水部の某担当の方は平成14年10月28日に淀川フルプランエリアの各府県に需給想定調査票が発出されていることそのものも知らないという状態だった。今言ったら「いや、知ってました」と言うに決まっていますけれども、そのときは本当に知らなかった。

そういった状態で、水部それ自身も、まあフルプラン計画についての担当部署ですから、単に需

給想定調査票の回報を受けるだけでなく、水部自身も検討するわけですね。そうしたことも含めて「水需給の精査確認」だと思うんですけども、それがやられてこなかった、その報告がこの委員会を出されてこなかった。そのところで基礎案で「いや、丹生ダム、川上ダムは継続します」とかということが論議されていることそのものが私は非常に異常な状態だと思っています。

ほかの方からも言われましたけども、必要な情報はきちんと得た上で議論をしていただきたいということを強く願います。これは「水資源機構を事業者としないで変わってくるととっても大変だから、じゃ昔どおり丹生ダムは新規利水ものつけてやっちまえ」というベクトルになりかねない議論であるということは私も承知した上で言うておりますけれども、しかし事実を踏まえなくて、情報の一部が委員の中でもはっきりしないまま議論がされるということはやはり大変問題だと思います。これが意見書の主要な問題です。

あと、きょうの議論で若干言わせていただきます。

丹生ダムというのは、私が自分のフィールドとしております徳山ダム集水域と隣接しております。そして、天然記念物イヌワシが生息しております。また、同じく隣接してた地域で旧金居原ダム計画という揚水発電ダム計画がありました。関西電力です。これはイヌワシの営巣ということを確認しつつ、これを主要な理由として揚水ダムが取りやめになったんですね。本当に隣接した地域で、まあ若干でもイヌワシに関する資料にお目通しのある方だったらわかると思いますけれども、北方系のイヌワシが生息するほぼ南限の地域です。徳山ダム集水域、丹生ダム集水域、それから金居原ダム等々、岐阜県、滋賀県、福井県一带というのはほぼ南限の地域で、ここでイヌワシが絶滅していくということはかなりのダメージであり、日本じゅうからイヌワシが絶滅していく可能性がある。アンブレラ種としてのイヌワシの絶滅というのは、単に一つの種の絶滅を保護すればいいとか、ケージの中でDNA保存しましょうかという問題ではないということを強く訴えたいと思います。

それから、今地域住民のことがいろいろ言われています。特にダム計画地での住民の苦しみということは、私、すべての方が移転されてからのおつき合いですけれども、当然のことながら「今ごろダムを反対して何を言うんだ」ということはもう言われ続けてきました。けれども、今は私たちのやっていることにかなりのご理解を得ていると思います。

というのは、結局、水没ということで移転した後、何十年にもわたってやっぱり苦しみ続けられているのが移転住民の姿です。というのは、例えば残存山林というのは必ず残ります。それをどうするのかという問題一つにしても翻弄され続けるわけです。きっぱりとやめて、しっかりと補償するということが重要な問題ではないかと思います。そして、「道路が」というような問題が今出ましたけれども、それはまさに行政圧迫なのであって、「川上ダムと引きかえに道路」という形になっていることそのものを批判すべきであり、そのことの村づくり・町づくりの問題というのはダムを前提にしないできちんとやるべきだと私は思います。

もう1つは、先ほど浅野さんもおっしゃったとおり、ダムというのが本当に多大な貢献をしてきたのかどうかということの検証は、この「はじめに」のところの文言は違和感があるということをちょっと申し上げておきたいと思います。

そして、基本高水というのはやっぱり過大に、さっき河川整備基本方針の問題にちょっと触れま

したけれども、基本高水が過大であるということは多くの人々が認めるところじゃないかと。まあ、河川管理者は絶対認めませんけれども、認めるところではないかと思ひ、そういったことを前提にして、河川整備計画原案がこれから出てくるとすれば、やはりそのことの批判も必要なのではないかと思ひます。

それから、渇水対策としてのダムというのは、費用対効果から言えば、もう笑止であると。もう冗談じゃないというレベルだと私は考えます。

それから、今は主に丹生ダムを念頭を置きながらというところがあったんですが、川上ダムについて少々三重県の利水意向が残っております。しかし、三重県企業庁はもう未利用水、要するに水利権を獲得したけどちっとも売れない水で非常に悲鳴を上げている。これは知事の事務引き継ぎ書にもはっきり出ております。この状態で三重県がなお水、早い話、余っている水を導水したって、川上ダムから取得するよりコストは安いんですよ。それで、本当に要るのかと。実際は要らないだろうと私は思っているんですけども、そうしたことも含めて三重県は事業を継続するためにのみ新規利水がまだ要るんだと言っていると私は思っています。ここのところはまさに精査確認する必要があると考えております。丹生ダム、川上ダム、水機構ダムを念頭に置きながらこの継続ということについて反対したいという立場から申し上げました。ありがとうございます。

○寺田委員長

ありがとうございました。それでは、最後に。はい、その後ろの方、どうぞ。

○傍聴者（細川）

尼崎市の細川です。きょうは第1期委員として発言させていただきたいと思ひます。

ここまで第2期の委員会を聞かせていただく中で、インターネットでホームページを見て次の会議の確認をして傍聴申し込みをしてこうやって傍聴に来ないことには今流域委員会でどういう審議がされているのかを追いかけることができないのが現状です。けれども、第1期の委員の中にはインターネット環境もお持ちでなくて、多分今の流域委員会の流れをほとんどつんぼ状態でおられる方がたくさんおられます。でも、4年間の第1期の審議の中でここまでの流域委員会の流れをつくってきたのは第1期の委員です。できれば、この第2期の委員会の審議の1年間の成果として今回の「調査検討」に対する意見はぜひ第1期委員全員に送付して、またもしお考えがあるようだったら意見を求めるようなこともぜひお願いしたいと思ひます。ぜひご検討いただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○寺田委員長

ありがとうございました。さまざまな有益なご意見、ありがとうございました。

それでは、一応予定のものがすべて終わりました。庶務の方に返しますので、何か事務局の方でありましたらお願ひします。

○庶務（みずほ情報総研 中島）

それでは、閉会の前に庶務の方からご連絡でございます。

1点目は、委員会閉会后、この会場の模様がえを行いまして、引き続き記者会見を行います。それで、これは委員の皆様プラス関係者の皆様ですけれども、記者会見が終わりましたら、その後で

委員による意見交換会というのを予定しております。会場は地下1階の第2・第3会議室、方向としてはこちらの方になりますけれども、その会場で委員による意見交換会を行います。したがって、委員の皆様につきましてはこの記者会見に引き続きご参加いただきまして、記者会見が終わった後で皆様先ほどの第2・第3会議室の方へ移動いただくということをお願いしたいと思っております。

それと、レイアウトの変更の関係で、委員の皆様及びテーブル席の河川管理者の皆様、荷物ですとか、あるいはコートですとか、一たんお持ちになって席を離れていただければというふうに思います。

ご連絡は以上でございます。

それでは、これもちまして第47回委員会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

〔午後 0時43分 閉会〕